

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

項目1: 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現  
 <<関係所属:健康局>>

## 取組方針

犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、「2025年大阪・関西万博」までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。

## H29年度からR6年度 of 取組み

殺処分数の多くを占める猫について、引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)等、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業の啓発重点地域を特定し効果的・効率的な実施の検討に活用するとともに、多頭飼育状況についても情報収集を行い、周知を行うことにより適正飼養の啓発に努めた。

## ・犬猫の収容数及び殺処分数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	収容数	129	111	76	63	46	29	42	34
	殺処分数	46	20	4	5	5	6	9	15
猫	収容数	1,269	970	833	714	498	334	360	266
	殺処分数	997	752	520	401	260	179	197	150
合計	収容数	1,398	1,081	909	777	544	363	402	300
	殺処分数	1,043	772	524	406	265	185	206	165
殺処分削減率		—	26.0%	32.1%	22.5%	34.7%	30.2%	-11.4%	19.9%

## ・犬猫の苦情件数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬		1,632	1,889	2,148	1,347	1,166	1,102	1,080	1,344
猫		2,717	2,495	2,559	2,386	2,002	1,764	1,565	1,389

## ・街ねこ事業実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地域数*		109	125	155	170	129	120	99	105
実施匹数		601	551	763	757	630	728	500	454

\*手術実施の対象地域数

## これまでの具体的な取組み

<平成29年度>

【H29.4】「大阪市での犬猫の現状について」をHPにて公開

【H29.6】総務担当課長会議において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる経過説明及び協力要請

【H30.3】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画策定

<平成30年度>

【H30.5】平成29年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【H30.8】各区に、平成29年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果と、街ねこ事業の広報資料及びQ&A改定版を提供

【H30.12、H31.3】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

<令和元年度>

【R1.5】平成30年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R1.6】平成30年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R1.7】各区に、平成30年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R1.12】動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

<令和2年度>

【R2.6】令和元年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R2.6】令和元年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R2.7】各区に、令和元年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R2.12】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修(研修は書面開催)において行動計画の進捗状況を報告

<令和3年度>

【R3.6】令和2年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R3.7】令和2年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R3.7】各区に、令和2年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R3.12、R4.3】動物愛護推進会議(書面開催)及び動物愛護推進員研修(書面開催、一部動画視聴)において行動計画の進捗状況を報告

<令和4年度>

【R4.6】令和3年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R4.7】令和3年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R4.7】各区に、令和3年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R5.2、R5.3】動物愛護推進員研修及び動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

<令和5年度>

【R5.6】令和4年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R5.7】令和4年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R5.7】各区に、令和4年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

<令和6年度>

【R6.5】令和5年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R6.6】令和5年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R6.6】各区に、令和5年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R7.1】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

## 取組内容の評価

犬猫の収容数の合計は、平成29年度の1,398頭から令和6年度の300頭に78.5%減少し、犬猫の殺処分数の合計は、平成29年度の1,043頭から令和6年度の165頭に84.2%減少した。これは収容数及び殺処分数の多くを占めている所有者不明猫対策として街ねこ事業を推進してきたことや、哺乳期猫譲渡推進事業を開始するなど譲渡対象とする猫の週齢の拡大、所有者からの引取りを減らすための適正飼養啓発などの取組みによるものと考えられる。

街ねこ事業の不妊去勢手術実施頭数は平成20年度のモデル事業開始から令和6年度までで合計7,828頭となり、近年は減少傾向にあるが、猫の苦情件数や所有者不明猫の収容頭数も同様に減少傾向にあることから、屋外生活猫の頭数が減少してきている可能性が考えられる。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」については、行動計画に基づき引取り数の削減と譲渡の促進、動物愛護に関する市民啓発、ボランティアとの協働を軸とする施策を進めてきたことにより、達成できたものと考えている。

## 今後の方針

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を維持するため、現在の取組みを継続する。

人と動物、それを取り巻く環境を一体的に捉える「ワンヘルス」の考え方も念頭に置き、犬猫の殺処分数のさらなる減少、人と動物の共生する社会の実現に向けた取組を新たなステージに進めるべく、まずはこれまでの取組結果を十分に検証し、制度をより効果的なものとしていく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目2: 犬猫の殺処分割減に向けた事業の推進・強化

《関係所属: 健康局》

- (1) 野犬対策の徹底  
 (2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立  
 (3) 犬猫の譲渡の促進

## 取組方針

(1) おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。

(2) 平成28年度に収容された猫1,515匹のうち、およそ1,300匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫(生後3から4週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの)は僅か58匹であった。収容した子猫の対策として、平成27年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。

(3) 犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。

## H29年度からR6年度の取組み

(1) これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、令和元年度から新たに定点カメラを活用した捕獲を試行した。

(2) 平成30年度に3週齢以上の哺乳期猫譲渡事業を本格実施するとともに、3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を実施し、譲渡対象猫の週齢などさらに検討を行った。

(3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎月2回の複数の譲渡希望者合同による定期開催のほか、日曜譲渡会を平成30年度に3回、令和元年度に5回実施した。令和2年度から個別対応による毎週1回の方式に変更した。

平成29年度からSNSを活用して譲渡対象動物の紹介を開始した。

また、譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングについて継続的に実施している。

## ・野犬収容匹数

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区
成犬	6	0	2	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1
子犬	28	5	10	7	12	9	1	5	0	12	0	5	0	0	0	0
合計	34	5	12	7	15	9	3	6	0	12	0	5	0	1	0	1
譲渡数	12	4	12	6	15	7	3	6	0	12	0	5	0	0	0	0

## ・哺乳期猫譲渡実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
哺乳期猫収容匹数	697	580	464	420	181	119	143	84
譲渡数	3週齢以上	74	79	80	82	55	24	19
	3週齢未満	0	17	77	88	53	67	40
合計	74	96	157	170	108	69	91	59

## ・犬猫の譲渡実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	譲渡会	28	22	13	15	7	5	6
	団体譲渡他	42	55	51	32	27	22	8
猫	譲渡会	9	37	41	44	23	19	26
	団体譲渡他	255	176	264	268	213	138	89
合計	334	290	369	359	270	165	184	129

**これまでの具体的な取組み**

(1) <平成29年度>

【H29.10】野犬等の新しい捕獲方法の実施に向け国交省淀川河川事務所との連携を確認  
<平成30年度>

【H30.4～H31.1】淀川河川敷及び南港地区において、成犬2匹を捕獲、子犬17匹を保護

【H30.7】淀川河川事務所と野犬対策会議を実施し、野犬の生息状況と今後の計画を確認  
<令和元年度>

【R1.5～R2.2】淀川河川敷及び南港地区において、成犬3匹を捕獲、子犬21匹を保護  
<令和2年度>

【R2.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R2.4～R3.2】淀川河川敷及び南港地区において、成犬3匹を捕獲、子犬6匹を保護  
<令和3年度>

【R3.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R3.4～R4.3】南港地区において子犬12匹を保護  
<令和4年度>

【R4.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R4.4～R5.3】南港地区において子犬5匹を保護  
<令和5年度>

【R5.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R5.10】南港地区において成犬1匹を捕獲  
<令和6年度>

【R6.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R6.4】南港地区において成犬1匹を捕獲

(2) <平成29年度>

【H29.10】譲渡対象猫の拡大について、譲渡登録団体と協議開始  
<平成30年度>

【H30.10】哺乳期猫の譲渡基準を策定し、3週齢以上の哺乳期猫譲渡事業を本格実施

【H30.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を開始

【H30.4～H31.3】96匹(3週齢以上 79匹、3週齢未満 17匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和元年度>

【R1.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【H31.4～R2.3】157匹(3週齢以上 80匹、3週齢未満 77匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和2年度>

【R2.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R2.4～R3.3】170匹(3週齢以上82匹、3週齢未満 88匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和3年度>

【R3.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R3.4～R4.3】108匹(3週齢以上55匹、3週齢未満53匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和4年度>

【R4.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R4.4～R5.3】69匹(3週齢以上26匹、3週齢未満43匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和5年度>

【R5.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R5.4～R6.3】91匹(3週齢以上24匹、3週齢未満67匹)の哺乳期猫を譲渡  
<令和6年度>

【R6.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡事業を継続

【R6.4～R7.3】59匹(3週齢以上19匹、3週齢未満40匹)の哺乳期猫を譲渡

(3) <平成29年度>

【H29.7～】HPのほか、ツイッター、フェイスブックで譲渡対象犬猫を随時紹介

<平成30年度>

【H30.4～12】犬猫の日曜譲渡会を3回開催

【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムによる譲渡対象犬猫の紹介を開始

【H30.7】ネスレ日本株式会社と動物愛護に関する協定を締結

【H30.7】おおさかワンニャンセンターでの譲渡に向けた犬のトレーニング内容について、おおさかワンニャン特別大使らの意見を聴取し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントにおいて紹介

<令和元年度>

【R1.5～R2.1】犬猫の日曜譲渡会を5回開催

<令和2年度>

【R2.4～】譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングを実施

【R2.4～】新型コロナウイルス感染症の影響により毎月2回開催をしていた譲渡会を中止

【R2.5～】毎月2回の譲渡希望者合同による譲渡会を、毎週1回の個別対応による譲渡方式に変更

<令和3年度>

【R3.4～】譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングを実施

【R3.7】トレーニングを実施した犬の試行譲渡を暫定的に実施

<令和4年度>

【R4.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNSで随時紹介

【R4.4～R5.3】個別対応による譲渡会(計26回)を実施

<令和5年度>

【R5.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R5.4～R6.3】個別対応による譲渡会(計27回)を実施

<令和6年度>

【R6.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R6.4～R7.3】個別対応による譲渡会(計31回)を実施

#### 取組内容の評価

(1) 野犬の捕獲方法を改善し、より迅速で確実な捕獲を進めた結果、南港地区での野犬の捕獲は完了し、淀川河川敷に生息する野犬は残り1頭まで減少するなど野犬の完全排除に向けあと一步の状況にある。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業を進めた結果、感染症に罹患しておらず、衰弱が見られないなど健康状態に問題がない3週齢未満の全ての哺乳期猫に対して哺乳措置を実施しており、一定の水準以上に成長した哺乳期猫を譲渡することができている。

(3) SNS等を活用して譲渡対象情報の周知に努めることで、より多くの譲渡希望者の目に留まり、譲渡会参加者の増加に繋がっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、これまで月2回の合同形式で開催していた譲渡会を、毎週1回の個別開催に変更したことで、譲渡会参加者がその場の雰囲気流されることなく、十分に時間をかけてどの犬猫を譲り受けるか検討することができるようになり、譲渡希望者と譲渡対象動物のミスマッチの解消に結びついている。

#### 今後の方針

(1) 残る野犬の捕獲に向けて捕獲方法の更なる改善を検討するとともに、遺棄された犬による新たな野犬化を防止するため、動物の遺棄は犯罪であるとの認識の元で適正飼養啓発を一層推進していく。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業により哺乳期猫を効率的に成長させ、1頭でも多くの哺乳期猫を譲渡できるように、他の自治体の取組みを参考にしながら哺乳期猫の飼養管理方法を必要に応じて見直していく。

(3) 犬猫の譲渡対象情報をあらゆる媒体を活用して積極的に周知するよう努めるとともに、周知する譲渡対象動物の動画や写真の撮影方法を改善するなど、譲渡対象動物の魅力が譲渡希望者にこれまで以上に伝わるように検討を進めていく。また、譲渡会の開催方式を状況に応じて改善し、譲渡基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニング方法について引き続き検討する。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目3: 犬猫の適正飼養の推進

《関係所属: 健康局》

- (1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討  
 (2) 猫の登録努力義務化の検討

## 取組方針

(1) マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

(2) 飼い猫(外猫、家猫)については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令(狂犬病予防法)に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

## H29年度からR6年度の取組み

(1) 区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報したほか、平成31年2月に各区へマイクロチップリーダーを配備した。  
 また、令和元年8月から、マイクロチップ等による個体識別処置の実施等大阪市が策定した基準を満たす第一種動物取扱業者を登録し公表する「おおさかアニマルパートナーシップ制度」を開始した。  
 令和4年6月から犬猫の販売業者にマイクロチップの装着と情報登録が義務化されることから、令和2年度及び令和3年度に動物取扱業者へ封書にて周知徹底を行った。  
 さらに、令和2年11月以降、動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着した。  
 令和4年11月にマイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用した。

(2) 猫の所有者明示について、広報紙等での広報を実施したほか、平成30年7月及び令和元年11月に迷子札の無料配布を行った。

## ・犬猫の返還実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	13	14	7	10	6	7	2	2
猫	8	5	8	1	2	5	6	0
合計	21	19	15	11	8	12	8	2

## ・飼い猫の登録制度に係る他都市調査結果

- 平成29年7月: 大阪府下動物愛護担当者会議で照会 (登録事例なし)  
 平成31年1月: 近畿府県市動物行政担当係長会議で照会 (登録事例なし)  
 令和2年3月: 全国政令指定都市に文書照会 (登録事例なし)

## これまでの具体的な取組み

## (1) &lt;平成29年度&gt;

【H29.10、11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報  
 【H30.1】近畿府県市動物行政担当係長会議にて譲渡動物へのマイクロチップ装着について照会(⇒結果:19府県市中9府県市で実施例あり)

## &lt;平成30年度&gt;

【H30.4～11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報  
 【H31.2】各区にマイクロチップリーダーを1台ずつ配布し、配備施設を拡大

## &lt;令和元年度&gt;

【H31.4～R1.11】区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報  
 【R1.8～R2.3】「おおさかアニマルパートナーシップ制度」の運用を開始し、動物取扱業者を1件登録

## &lt;令和2年度&gt;

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップ装着の普及を広報  
 【R2.6】マイクロチップの装着と情報登録の義務化について、動物取扱業者へ封書による周知  
 【R2.11～R3.3】動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップ装着の普及を広報

【R3.4~】動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着

【R3.6】マイクロチップの装着と情報登録の義務化について、動物取扱業者へ封書による周知

<令和4年度>

【R4.5】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで広報

【R4.9】政策企画室と協働でマイクロチップ装着を含む適正飼養啓発の動画を作製

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてマイクロチップ読取体験事業を実施

【R4.10】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度の適用についてHPで広報

【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用

【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度について市広報紙で広報

【R5.2】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度に関するチラシを作成し、各区に配布を依頼

<令和5年度>

【R5.4~】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

<令和6年度>

【R6.4~】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

(2) <平成29年度>

【H29.6~】迷子札600個を購入し各種事業(「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みにかかるサマーキャンペーンのキックオフイベント、大阪動物愛護フェスティバル in 大阪城公園、等)で配布

【H29.7】猫の登録状況及び犬猫の登録促進策について大阪府下動物愛護担当者会議にて照会(⇒結果:事例なし)

【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<平成30年度>

【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、迷子札を無料配布

【H31.1】近畿府県市動物行政担当係長会議にて飼養動物の所有者明示について照会(⇒結果:21府県市中3自治体で条例の規定あり)

<令和元年度>

【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

【R1.11】大阪動物愛護フェスティバル in 大阪城公園にて、迷子札を無料配布

【R2.3】政令指定都市に猫の登録制度について照会(⇒結果:全19都市で飼い猫の登録を実施・検討している自治体はなかった。なお、3都市で多頭飼育に係る届出制度があった。)

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

## 取組内容の評価

(1) 令和元年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和4年6月からマイクロチップが鑑札とみなされる特例制度が開始された。本市では令和2年度途中から動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着し、令和4年11月から特例制度を適用するなど、マイクロチップによる登録を推進した結果、令和6年度の犬の新規登録11,127頭のうち、約79%の8,797頭がマイクロチップにより登録されるなど、マイクロチップによる登録が着実に浸透してきている。

(2) 猫の所有者明示の推進のため、迷子札の無料配布や区広報誌などで広報を続けた。また令和4年6月から、猫の販売業者が取得した猫へのマイクロチップの装着及び登録並びに飼い主が猫にマイクロチップを装着した際の登録が義務付けられたことで、令和5年度に返還した6頭の猫のうち2頭にマイクロチップが装着されており、登録されている情報から速やかに飼い主に連絡することができた。

## 今後の方針

(1) 引き続きマイクロチップによる登録を推進するとともに、鑑札で登録されている犬に対しては所有者明示措置としてマイクロチップの装着を推奨することで、マイクロチップ装着率のさらなる向上を目指す。

(2) 猫については法令により登録が義務化されていないが、所有者明示措置としてマイクロチップの装着は有効であることから、マイクロチップ装着の啓発を続けていく。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正状況や国及び他都市の状況を注視し、今後の対応を検討していく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目4:動物愛護教育の充実

《関係所属:健康局・教育委員会事務局》

- (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加
- (2) 飼育体験の充実
- (3) ふれあい事業の拡充
- (4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

## 取組方針

- (1) 子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成25年度より6区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル(教育読本)を作成し、配付する。
- (2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。
- (3) ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。
- (4) 飼養希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に猫舎を飼育環境のモデルルーム及びマッチングの場として活用しながら「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼養者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。

## H29年度からR6年度の取組み

- (1) 「命の時間」講座を平成29年度に8校、平成30年度に3校、令和元年度に2校の市立小学校で実施した。なお、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。ほか、必要に応じて使用している教材の改訂を行った。
- (2) 生活科の学習において継続的にウサギ等の小動物を飼育。児童による委員会活動においても、ニワトリや山羊等の小動物を飼育し、餌やりや小屋掃除をしたり、ふれあい体験の場を設定したり、動物とのふれあいの充実に取り組んだ(教育委員会事務局)。
- (3) 出張型ふれあい事業を平成29年度に7回、平成30年度に7回、令和元年度に6回、臨時開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。令和4年度からは再開し、令和4年度は4回、令和5年度は5回、令和6年度は4回開催した。また、平成30年4月から、おおさかワンニャンセンターにおいて猫とのふれあい事業を開始した。
- (4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳を平成31年2月及び令和7年3月に改訂した。また、飼い方のマナーなどを記載した愛猫手帳を令和2年1月に改訂した。各区ふれあいイベント会場において、おおさかワンニャンセンターのモデル犬を活用したしつけ方の実演を行ったほか、平成31年4月に花博記念公園鶴見緑地で動物愛護推進員による飼い方相談を実施した。令和5年度及び令和6年度に動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施した。

## ・「命の時間」講座参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施学校数	8	3	2	0	0	0	0	3
参加者数	543	235	89	0	0	0	0	227

## ・出張型ふれあい事業参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
出張型	実施回数	7	7	6	0	0	4	5	4
	参加者数	1,120	1,617	265	0	0	130	114	95

(※令和2年度から令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

**これまでの具体的な取組み**

(1) &lt;平成29年度&gt;

【H29.10～H30.3】「命の時間」講座を6区8校で実施

&lt;平成30年度&gt;

【H30.4～H31.3】「命の時間」講座を2区3校で実施

&lt;令和元年度&gt;

【H31.4～R2.3】「命の時間」講座を2区2校で実施

【R1.11】全国動物管理関係事業所協議会において「命の時間」講座の取組について発表

&lt;令和2年度&gt;

【R2.7】幹事校長会及び令和元年度実施学校に提案

新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず

&lt;令和3年度&gt;

新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず

&lt;令和4年度&gt;

新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず

&lt;令和5年度&gt;

【R5.10】「いのちを考える」授業～動物と共に生きる～の開催について小学校幹事校長会にて周知(教育委員会事務局)、私立小学校に向けHPにて周知(健康局)

&lt;令和6年度&gt;

【R6.7】幹事校長会で、大阪市内の小学校での「いのちを考える授業」のプレゼンを実施

【R6.12】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.1】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.2】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

(2) &lt;平成30年度・令和元年度&gt;

【H30.4～R2.3】生活科の学習において継続的に小動物を飼育。委員会活動においても、小動物を飼育する体験をもち、動物とのふれあいの充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

&lt;令和2年度&gt;

【R2.4～R3.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

&lt;令和3年度&gt;

【R3.4～R4.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

&lt;令和4年度&gt;

【R4.4～R5.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

&lt;令和5年度&gt;

【R5.4～R6.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R5.5】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

&lt;令和6年度&gt;

【R6.4～R7.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R6.6】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

(3) &lt;平成29年度&gt;

【H29.5、7】ふれあい事業を臨時開催:天王寺動物園、サマーキャンペーン会場

【H29.5～12】ふれあい事業を休日開催:津守下水処理場、天王寺区役所、市岡下水処理場、住之江区役所

【H29.8】おおさかワンニャンセンターHPにふれあい事業の紹介ページを作成

【H30.3】動物愛護推進員と協働でふれあい事業を開催:天王寺動物園

&lt;平成30年度&gt;

【H30.4～】おおさかワンニャンセンターに新設した猫とのふれあいスペースの利用を開始

【H30.4～12】ふれあい事業を休日開催:津守下水処理場、住之江下水処理場、天王寺区役所、市岡下水処理場、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

【H31.2】猫とのふれあい事業を休日開催:天王寺公園市立美術館前

&lt;令和元年度&gt;

【H31.4～R1.11】猫とのふれあい事業を休日開催:花博記念公園鶴見緑地、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、動物愛護フェスティバルin大阪城公園

【R1.10～R1.12】ふれあい事業を休日開催:住之江区保健福祉センター分館、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

(案)

<令和4年度>

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業を実施

【R4.12】こども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.1】動物愛護体験学習センターにおいて、市内私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.3】市内私立保育園にて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和5年度>

【R5.6】こども青少年局を通じて市内の保育園、幼稚園及び認定こども園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.9】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.10】西淀川区役所の健康展において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.11】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.12】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和6年度>

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.6】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.11】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

(4) <平成29年度>

【H29.7】愛犬手帳・愛猫手帳をデジタルブック本棚に掲載

【H29.7】大阪府下動物愛護担当者会議にてペット同行で飼養者に飼い方指導を実施する取組について照会(⇒結果:大阪府でインストラクターを招聘した実施例あり)

【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

<平成30年度>

【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【H31.2】愛犬手帳を改訂

<令和元年度>

【H31.4】動物愛護推進員と協働で犬猫の飼い方相談を実施:花博記念公園鶴見緑地

【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R1.10~R1.12】モデル犬を活用したしつけ方の実演を実施:住之江区保健福祉センター分館、西淀川区役所、花博記念公園鶴見緑地

【R2.1】愛猫手帳を改訂

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R3.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R4.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R5.11、12】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター(X)、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

【R5.9、R6.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R6.6】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

【R6.11】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

【R7.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

**取組内容の評価**

(1) 文部科学省が告示する小学校学習指導要領の中で、「生命が多く生命のつながりの中にあるかけがえないものであることを理解し、生命を尊重すること」は第5学年及び第6学年の指導内容として位置付けられていることから、市内の小学校5年生を対象に生命尊重及び動物愛護について啓発するとともにペットの飼い主としての責任や犬、猫の殺処分の問題について考えてもらうための「いのちを考える授業」を実施した。授業の効果測定のために授業後に実施したアンケート調査では、生徒全体の95%以上が授業の目的である人と動物のつながりに気付き、「いのち」について考えるきっかけとなったと回答しており、本市が伝えたい内容が大半の生徒に伝わっていることが確認された。

(2)・出前授業を受けた学校からは、動物の飼育について児童だけでなく教職員からも関心が高まったとの報告を受けた(教育委員会)。

・相談フローを各校へ周知したことで、困った時に、慌てず対応できるとの声を聞いている(教育委員会)。

(3) 事業開始当初は休日に市内各所に赴き、犬や猫とふれあう機会を市民に提供することで動物との正しい接し方の啓発を目的としていた。一方で令和4年度からは犬とのふれあいに加えて犬に関する知識を身につけてもらうための座学を盛り込み保育園児を対象にふれあい事業を行うとともに、介護施設に出張し利用者に対して犬とふれあう機会を提供しており、犬を通した動物愛護啓発や市民の生活の質の向上により効果的な取組みとなっている。

(4) 4月と10月の犬猫を正しく飼う運動強調月間では、広報誌に加えて広報車により地域に適正飼養を啓発している。また、犬猫の適正飼養に必要な最新の知見を周知するため愛犬手帳や愛猫手帳を随時改訂し、冊子の配布に加えてSNSで拡散し、デジタルブックとして公開している。加えておおさかアニマルパートナーシップ事業者と協働し、犬のしつけ教室を実施しており、これらの取組みにより既飼養者における犬猫の適正飼養の意識が向上しているものとする。

**今後の方針**

(1) 動物を愛護する気風の招来、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するといった動物の愛護及び管理に関する法律の目的を達成するためには、若い世代に対する動物愛護教育が重要である。児童にとってより理解しやすく効果的な授業となるように内容を改善し、これまで以上に多くの児童に教育が行き届くよう実施方式についても検討を進めていく。

(2)・出前授業の紹介や相談フローの周知を行うことで学校が動物を飼育することに過度な負担を感じることなく、児童生徒の動物の命を尊ぶ心を育めるよう、教育委員会として各校に対して普及に努める(教育委員会)。

・出前授業に関しては、相談を受けた学校だけでなく、動物を飼育していない学校に対しても積極的に紹介し、普及に努める(教育委員会)。

(3) 実際に犬猫に触れることで得られる喜びや感動は家庭の事情でペットの飼育が困難な子供達にとって貴重な体験であるが、犬猫に単に触れて終わりではなく動物愛護や生命尊重に関する学びの場としてもより活用していけるように座学の内容を検討していく。また、社会の高齢化が進む中で主に高齢者が入所する介護施設における動物とのふれあいに関する需要は今後更に高まっていくことが予想されるため、その需要に応えられるように実施体制の強化を検討する。

(4) マイクロチップによる犬の登録が増加したことで、窓口で犬の飼い主に対して適正飼養を啓発する機会が減ってきており、今後更にその流れが加速することが想定されるため、SNSやウェブなど非対面による適正飼養啓発を推進していく。一方で、ペットの飼養に関する個別の悩みや質問などに対しては、おおさかアニマルパートナーシップ事業者や動物愛護推進員との協働なども活用し対応していく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目5:動物愛護に関する広報の充実

《関係所属:健康局、政策企画室、デジタル統括室》

- (1) 広報活動の強化  
 (2) 「ロゴマーク」の作成・活用

## 取組方針

(1) 各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HPや広報紙、SNS(フェイスブック・ツイッター)等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。

(2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。

## H29年度からR6年度の取組み

(1) 平成29年7月から動物愛護専用のツイッターとフェイスブックを開設し、平成30年5月からInstagramを開設した。  
 また、平成29年7月に大阪市立自然史博物館においておおさかワンニャン特別大使の委嘱式をはじめとするキックオフイベントを行い、平成30年7月にイオンモール鶴見緑地においてトークイベント、令和元年9月に中央公会堂において講演を実施した。  
 さらに、令和元年7月に市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを公表した(政策企画室)。  
 令和3年11月からはSNSに写真や絵文字を多用し、より多くの方に閲覧していただけるよう改善・工夫を行った。

(2) 平成29年12月にロゴマークを決定し、ロゴマークの使用承認を開始した。  
 また、平成30年7月にイベント会場において、ロゴマークの缶バッジを無料配布したほか、映画のタイアップポスターや、「大学連携ポスタープロジェクト」において作成した「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスター等、各種広報媒体に掲載した。

・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場	大阪市立自然史博物館	イオンモール鶴見緑地	大阪市中央公会堂	道頓堀トンボリステーション	実績なし	動物愛護体験学習センター	大阪市役所	実績なし
内容	委嘱式・講演	トークイベント	講演	動画配信		開所式・応援メッセージ	委嘱式・市長対談(動画配信)	
参加者数	約160名	約600名	約680名	(約680回放映)		約40名	-	

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

・動物愛護関連事業寄附金額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附金額	5,656,500	3,850,981	15,157,812	37,581,320	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677

・チャリティーTシャツ販売実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チャリティーTシャツ販売枚数	213	28	31	11	115	15

・ロゴマークの使用申請件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	6	11	6	3	3	4	3	1

## これまでの具体的な取組み

- (1) HP:  
 <平成29年>  
 【H29.4】殺処分の現状について掲載  
 【H29.8】特別大使ビデオメッセージを掲載  
 【H29.8】不妊去勢手術の必要性について掲載  
 【H29.10】サマーキャンペーンの結果を掲載

<平成30年>

- 【H30.5】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の掲載
- 【H30.5】殺処分の現状について平成29年度データを掲載
- 【H30.8】サマーキャンペーン(トークイベント)の開催結果を掲載
- 【H30.11】動物を飼う前の心構えについて掲載
- 【H30.12】犬のトイレトレーニングについて掲載

<令和元年>

- 【R1.6】殺処分の現状について平成30年度データを掲載
- 【R1.8】動物愛護管理事業の総合案内ページ(捨てにゃいで)を作成

<令和2年度>

- 【R2.6】殺処分の現状について令和元年度データを掲載
- 【R2.8】動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について掲載

<令和3年度>

- 【R3.7】殺処分の現状について令和2年度データを掲載

<令和4年度>

- 【R4.7】殺処分の現状について令和3年度データを掲載
- 【R4.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載
- 【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

- 【R5.7】殺処分の現状について令和4年度データを掲載
- 【R6.3】ペットもしもの安心カード、飼い猫の不妊去勢手術助成事業について掲載

<令和6年度>

- 【R6.7】殺処分の現状について令和5年度データを掲載
- 【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

市広報紙:

<平成29年度>

- 【H29.7】寄附金募集について掲載
- 【H29.8】サマーキャンペーンについて掲載
- 【H29.9】動物愛護フェスティバルについて掲載

<平成30年度>

- 【H30.7】寄附金募集について掲載
- 【H30.7】サマーキャンペーン(トークイベント)について掲載
- 【H30.11】動物愛護フェスティバルについて掲載

<令和元年度>

- 【R1.7】寄附金募集について掲載
- 【R1.9】動物愛護フェスティバルについて掲載
- 【R1.11】動物愛護フェスティバルについて掲載
- 【R2.3】街ねこ事業について掲載

<令和2年度>

- 【R2.7】寄附金募集について掲載
- 【R2.9】はと、からす等への無責任な餌やりの規制及び、ペットの終生飼養について掲載

<令和4年度>

- 【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

- 【R5.10】「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間について掲載

<令和6年度>

- 【R6.9】動物愛護週間、動物愛護フェスティバルについて掲載
- 【R6.10】多頭飼育崩壊防止、動物愛護フェスティバルについて掲載

区広報紙:

<平成29年度>

- 【H29.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

<平成30年度>

- 【H30.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間
- 【H30.8～H31.3】街ねこ事業について掲載(11区13回)

<令和元年度>

- 【H31.4、R1.10】犬猫を正しく飼う運動強調月間
- 【R1.4～R2.3】街ねこ事業について掲載(20区23回)

<令和2年度>

【R2.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R2.4～R3.3】街ねご事業について掲載(16区23回)

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R3.4～R4.3】街ねご事業について掲載(17区21回)

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R4.4～R5.3】街ねご事業について掲載(16区21回)

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R5.4～R6.3】街ねご事業について掲載(13区17回)

<令和6年度>

【R6.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R6.4～R7.3】街ねご事業について掲載(14区19回)

SNS:

<平成29年度>

【H29.7】動物愛護専用ツイッター及びフェイスブックを設置

【H29.7～H30.3】ツイッター投稿を105回、フェイスブック投稿を101回実施(健康局・政策企画室)

<平成30年度>

【H30.5】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムによる情報発信を開始

【H30.4～H31.3】ツイッター投稿を115回、フェイスブック投稿を112回、インスタグラム投稿を100回実施(健康局・政策企画室)

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】ツイッター投稿を127回、フェイスブック投稿を106回、インスタグラム投稿を106回実施

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】ツイッター投稿を102回、フェイスブック投稿を91回、インスタグラム投稿を92回実施

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】ツイッター投稿を123回、フェイスブック投稿を123回、インスタグラム投稿を123回実施

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、インスタグラムの発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】ツイッター投稿を168回、フェイスブック投稿を166回、インスタグラム投稿を165回実施(健康局・政策企画室)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】ツイッター(X)投稿を166回、フェイスブック投稿を150回、インスタグラム投稿を150回、LINE投稿を7回実施(健康局・政策企画室・西淀川区)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】ツイッター(X)投稿を185回、フェイスブック投稿を183回、インスタグラム投稿を182回、LINE投稿を14回実施(健康局・政策企画室・西淀川区・大正区)

【R6.6～】ツイッター(X)投稿、フェイスブック投稿及びインスタグラム投稿において、動画投稿を開始

【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」及び「大阪動物愛護フェスティバル」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回ずつ(合計2回)実施

その他:

<平成29年度>

【H29.7】女優の杉本彩氏を「おおさかワンニャン特別大使」に委嘱

【H29.8】市役所1階市民ロビーで譲渡動物の写真展を開催

【H29.9】インターネットの配信テレビ番組「FC大阪TV」に出演し、動物愛護事業の取組みを紹介

【H29.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【H29.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

<平成30年度>

【H30.5～10】3本の映画と動物愛護事業のタイアップポスターを作製

【H30.7】FC大阪TVに出演し、動物愛護事業の取組みを紹介

【H30.7】イオンモール鶴見緑地においておおさかワンニャン特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施

【H30.7～10】住之江まつり、ナニワ区民まつり、天王寺動物園、すみよし区民まつりにおいて広報活動を実施

【H30.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【H30.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

<令和元年度>

- 【H31.4】映画「初恋～お父さん、チビがいなくなりました」タイアップポスターを作製
- 【R1.7～8】市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを着用(政策企画室)
- 【R1.8～9】大阪芸術大学並びに近畿大学との「大学連携ポスタープロジェクト」において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスターを作成し、大阪メロ22駅にて掲示(政策企画室)
- 【R1.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催、開催会場においておおさかワンニャン特別大使による講演を実施
- 【R1.9】住之江まつりにおいて広報活動を実施
- 【R1.10】西区民まつり、西成区民まつりにおいて広報活動を実施
- 【R1.11】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催
- 【R1.11】大阪経済大学学園祭において適正飼養啓発冊子を配架

<令和2年度>

- 【R2.4～5】街ねこ事業周知用ポスターを作成し、大阪メロ22駅にて掲示
- 【R2.10】トンボリステーションにて特別大使のメッセージ動画を放映
- 【R2.10】映画「さくら」タイアップポスターを作製
- 【R2.11～】大阪市役所にて特別大使のメッセージ動画を放映
- 【R2.12～】各区にて特別大使のメッセージ動画を放映
- 【R3.1】大阪メロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

<令和3年度>

- 【R3.5】街ねこ事業周知用ポスターを大阪メロ22駅にて掲示
- 【R3.7】YouTube大阪市健康局チャンネルに特別大使のメッセージ動画をアップロード
- 【R3.10～12】大阪市役所にて特別大使のメッセージ動画を放映

<令和4年度>

- 【R4.5】「愛犬の登録と狂犬病予防注射」のポスターを大阪メロ22駅に掲示
- 【R4.9】殺処分の現状、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画、動物愛護関連事業寄附金に関するパネルを作製
- 【R4.9】適正飼養啓発に関する動画を作製(政策企画室)
- 【R4.10～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映
- 【R4.10】大阪市広報YouTubeチャンネルに適正飼養啓発に関する動画をアップロード
- 【R4.10】動物愛護体験学習センターの開設式において、特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた応援メッセージを発信

<令和5年度>

- 【R5.4～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映
- 【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにおいて広報活動を実施
- 【R5.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催
- 【R5.9】「おおさかワンニャン特別大使」委嘱式で市長及び杉本彩特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた特別対談を実施
- 【R5.10】HPに特別大使による「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間のメッセージ動画を掲載
- 【R5.11】大阪市広報YouTubeチャンネルにて大阪市長及び特別大使の特別対談動画を放映
- 【R5.11】大阪市施設等において特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画を放映
- 【R5.12】大阪市広報YouTubeチャンネルにて特別大使の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画放映

<令和6年度>

- 【R6.4】定例会見において市長により「飼い猫の不妊去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」の取組を発信、会見場のバックボードを作製
- 【R6.9】「動物愛護週間」及び「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」と、映画「わんだふるぷりきゅあ！」とのコラボレーションポスターを大阪メロ103駅に掲示し、市立中学校130校、市立小学校285校、市立幼稚園52施設及び市立保育所54施設に配布した。
- 【R6.9、10】大阪メロ22駅構内掲示板に動物愛護フェスティバル案内ビラを設置
- 【R6.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催
- 【R6.10】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催
- 【R6.10～11】生野区民祭り、城東区民祭り、動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施
- 【R6.12】大阪メロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

(2) <平成29年>

【H29.6】暫定ロゴ作成

【H29.8～11】正式ロゴマークを公募、選定

【H29.12】正式ロゴマークを決定、使用承認申請の受付開始

【H29.12～H30.3】ロゴマーク使用を計6件承認

<平成30年>

【H30.4～H31.3】ロゴマーク使用を計11件承認

【H30.7】「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベント会場において、ロゴマークの缶バッジ無料配布

<令和元年>

【H31.4～R2.3】ロゴマーク使用を6件承認

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】ロゴマーク使用を3件承認

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】ロゴマーク使用を3件承認

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】ロゴマーク使用を4件承認

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】ロゴマーク使用を3件承認

【R5.10】東住吉区民フェスティバルにおいて、ロゴマークの缶バッジ無料配布

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】ロゴマーク使用を1件承認

### 取組内容の評価

(1)・市HPのトップページや広報紙など、注目度の高い媒体で定期的に広く広報することができた。また、SNSや大学連携ポスタープロジェクトを通じて若年層を意識した広報展開を行うなど、幅広いターゲットに周知を行った(政策企画室)。

本市における犬猫の現状及び各種取組みの周知並びに適正飼養の周知啓発等のために、広報誌やチラシ等の紙媒体に加えて、HP、SNS及び動画等のデジタル媒体を活用するとともにおおさかワンニャン特別大使によるPR活動を実施するなど、周知する内容に応じて最適な時期や媒体を選択し広報活動に努めてきた。その結果、市民による本市施策の活用促進や動物愛護意識の向上に繋がった。

(2)ロゴマークは市民の誰もが動物愛護と適正飼養の大切さを意識し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として社会全体に広げていくためのツールとして制定した。また本市の取組みの趣旨に賛同する市民や団体等は無料でロゴマークを使用でき、デザインや使用できる範囲、申請方法を要綱で定めホームページで公開したことで毎年の申請に結びついた。また、本市が作成するチラシや動画等の広報物にロゴマークを積極的に活用したことで、本市が掲げる「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を視覚的に捉え、市民の関心及び認知の向上に寄与した。

### 今後の方針

(1)・上記の広報媒体による周知は、今後も効果的であることが見込まれるため、引き続き情報発信の協力を継続していく(政策企画室)。

これまでは様々な媒体を駆使してより広範に情報を届けることを目的として広報活動を実施してきたが、それでも必要な情報が必要な市民に届いていない現状がある。そこで今後はこれまでの広報戦略に加え、情報を届けたい対象及び対象が情報を入手する媒体や日常的に関わりがある関係者を抽出、分析し、ターゲットを絞った広報活動を併用していく。

(2)「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成した後もこの体制を維持継続していくことから、今後もロゴマークが広く市民の目に留まる環境を整える必要がある。そのためには本市が作成する広報物等にロゴマークを表示するだけでなく、市民や団体等に対してロゴマークを簡便に使用できることをこれまで以上に周知していく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目6:動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

≪関係所属:健康局・福祉局・区役所・デジタル統括室・建設局・大阪港湾局≫

- (1)動物関係(多頭飼育崩壊等)の相談に対する連携体制の構築  
 (2)所有者不明猫対策事業(街ねこ事業、公園猫事業)の再構築

## 取組方針

(1)動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

(2)所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)については、平成22年度の事業開始から10年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。

街ねこ事業を都市公園に適用することを原則としている公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成23年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

## H29年度からR6年度の取組み

(1)平成30年12月に各区の見守り相談室や地域包括支援センターに対してアンケート調査を実施し、その結果をもとに高齢者向け啓発リーフレットを作成し、令和元年12月に社会福祉協議会及び各区等へ配布した。令和3年3月にボランティアとの連携等に活用するため、動物愛護推進員を29名から36名に増員した。令和5年2月に地域包括支援センター管理者会、3月に見守り相談室及び生活困窮者自立相談支援窓口管理者会にて啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。令和6年2月見守り相談室管理者会にて、啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。

(2)街ねこ事業では、事業実施者等へのアンケート結果を踏まえ、平成30年4月から市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額した。また、令和6年4月に実施細目を改訂し、事業実施に対する住民の合意確認について、活動組織が地域住民に直接確認する方法を追加した。

公園猫事業では、平成29年11月に更新手続きをなくすことで利用しやすい制度への再構築を図った(建設局)。

また、令和元年から関係職員を対象とした、街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する建設局、健康局合同研修会を開催した(建設局・健康局)。

臨港緑地については、看板設置によりマナー意識の向上等に取り組んだ(大阪港湾局)。

## ・街ねこ事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地域数※	109	125	155	170	129	120	99	105
実施匹数	601	551	763	757	630	728	500	454

※手術実施の対象地域数

## ・公園猫事業登録数

令和7年3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282名(建設局)

## これまでの具体的な取組み

(1) <平成30年度>

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:各種市民相談に協力できる人数を確認。飼い方に関する相談17名、引取りに関する相談10名、多頭飼育に関する相談2名、街ねこに関する相談11名)

【H30.12】地域包括支援センター及び見守り相談室にアンケート調査を実施(⇒結果:90施設中63施設で飼育管理が難しくなっている事例があり、80施設が相談窓口の一覧を希望)

<令和元年度>

【R1.12】高齢者向け啓発リーフレットを作成し、区社会福祉協議会及び各区へ配布(健康局・福祉局)

【R2.2】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

<令和2年度>

【R2.9】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

【R2.10】介護事業者等集団指導で配布したDVDにおいて、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせ提供する場合について厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載(福祉局)

【R2.10】高齢者向け啓発リーフレットを、本市介護事業者等集団指導のホームページに掲載(福祉局)

【R3.2】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加

<令和3年度>

- 【R3.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加
- 【R3.6】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を関係所属に配付し共有
- 【R3.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合について厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)
- 【R3.11】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を大阪市社会福祉協議会及び

<令和4年度>

- 【R4.4】パートナードッグカーニバルin 鶴見緑地 2022にて高齢者向け啓発リーフレットを配布し啓発を実施
- 【R4.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加
- 【R5.1】訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を、集団指導に関する本市ホームページに掲載(福祉局)
- 【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて高齢者向け啓発リーフレットを配布

<令和5年度>

- 【R5.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)
- 【R5.5、7、11、R6.1】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)
- 【R5.9～】高齢者向け飼養啓発リーフレットを修正し、ホームページに掲載(健康局)
- 【R5.10】福祉局主催つながる場勉強会でつながる場推進員へ「多頭飼育問題」及び「高齢者飼養啓発」について健康局の対策を周知(健康局)
- 【R6.3】地域包括支援センター管理者連絡会、民生委員児童委員協議会にて「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」を周知(健康局)
- 【R6.3】区役所、生活衛生監視事務所及び動物愛護体験学習センター等にてペットもしもの安心カードを配布(健康局)

<令和6年度>

- 【R6.4】障がい者基幹相談支援センター連絡会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知(健康局)
- 【R6.4～R7.3】多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業により不妊手術を実施(4件11頭)
- 【R6.5】高齢者向け飼養啓発リーフレットを各区社会福祉協議会へ送付し、配架を依頼(健康局)
- 【R6.5】見守り相談室管理者会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知。引き続き、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局・健康局)
- 【R6.5、7、9】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)
- 【R6.7】介護事業者等集団指導に関する本市ホームページに、本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)
- 【R6.8】「ペットもしもの安心カード」リーフレットを各区役所、保健所各生活衛生監視事務所、動物愛護体験学習センター、動物管理センター及び市内の動物病院に配布
- 【R7.2】見守り相談室に対し、相談対応を行った中で、多頭飼育等ペットに関する課題を含んだ事例の有無についてアンケートを実施。6区より11件の事例について報告あり(福祉局)
- 【R7.3】見守り相談室管理者会にて、引き続き相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局)

(2) <平成29年度>

- 【H29.5】街ねこ事業の事業者負担等にかかる事業者等アンケートを実施
- 【H29.9、10】鶴見区民まつり、大正区民まつりにおいて公園猫適正管理推進サポーター制度の周知を実施(建設局)
- 【H29.10】街ねこ事業の事業者負担等にかかる政令指定都市調査を実施
- 【H29.10】公園猫に関する実態調査を実施(建設局)
- 【H29.11】公園猫適正管理推進サポーター制度の実施要綱を改正し、中間研修の代わりに活動報告のヒアリングを行う事とし、更新手続きをなくすことでサポーターの負担を軽減(建設局)
- 【H29.11～H30.1】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施
- 【H30.3】街ねこ事業の実施細目を改正し、次年度からの市民負担額の減額を決定

<平成30年度>

【H30.4】街ねこ事業の市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額

【H30.4～H31.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【H30.7～10】住之江まつり、ナニワ区民まつり、すみよし区民まつりに出展し、街ねこ事業を周知

【H30.7～10】住之江まつり、このはな区民まつり、西淀川区健康いきいき展において、街ねこ事業を周知(区役所)

【H30.9～10】ナニワ区民まつり、福島区民まつり、すみよし区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(建設局)

【H31.1～H31.3】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施

【H31.3】3月末現在のサポーターの登録数は41公園延べ205名(建設局)

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R1.7】建設局・健康局合同で、関係職員を対象とした街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒3日間167名の職員が受講)

【R1.9】市内各区の広報紙に公園猫適正管理推進サポーター制度を周知する記事を掲載(建設局)

【R1.9～10】住之江まつり、西区民まつり、西成区民まつりに出展し、街ねこ事業を周知

【R1.9～10】住之江まつり、このはな区民まつり、中央区健康展、東淀川区みんなの健康展、城東区健康まつりにおいて街ねこ事業を周知(区役所)

【R1.9～10】都島区民まつり、西成区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(建設局)

【R1.10】公園猫適正管理推進サポーター制度のためのリーフレット(サポーター事前研修用・地域説明用)を作成(建設局)

【R1.12～R2.3】街ねこ事業実施地域を対象にアンケートを実施

【R2.3】3月末現在のサポーターの登録数は49公園延べ245名(建設局)

<令和2年度>

【R2.4～R3.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R2.12】令和2年度に配属された健康局職員と一部の都市整備局職員を対象に街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒28名の職員が受講)

【R3.3】3月末現在のサポーター登録数は52公園延べ277名(建設局)

【R3.3】公園猫適正管理推進サポーター制度普及啓発用リーフレットを作成(建設局)

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R3.11】建設局・健康局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒50名の職員が受講)

【R4.3】3月末現在のサポーター登録数は55公園延べ288名(建設局)

<令和4年度>

【R4.4～12】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R4.10～】動物愛護体験学習センターにて街ねこ事業及び公園猫事業の啓発パネルを展示(建設局・健康局)

【R4.10】中央区民まつりに出展し、公園猫事業及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R4.11】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒21名の職員が受講)

【R5.3】3月末現在のサポーター登録数は62公園延べ326名(建設局)

<令和5年度>

【R5.4～12】9月末現在のサポーター登録数は64公園延べ332名(建設局)

【R5.5】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒19名の職員が受講)

【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R5.7～R6.3】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港緑地内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計14箇所)(大阪港湾局)

【R6.3】3月末現在のサポーター登録数は67公園延べ350名(建設局)

<令和6年度>

【R6.4】大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施細目を改訂し、活動にあたり住民代表者による合意書を必要としない方法を追加

【R6.4～6】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計10箇所)(大阪港湾局)

【R6.6】6月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.7～9】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計8箇所)(大阪港湾局)

【R6.8】公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを作成し、職員向けに研修を実施(建設局)

【R6.9】公園猫適正管理推進サポーターリーダー会議を開催(建設局)

【R6.9】9月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.9】どうぶつ基金への行政枠登録「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要綱」を策定(大阪港湾局)

【R6.10～12】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計18箇所)(大阪港湾局)

【R6.10～11】生野区民まつり及び城東区民まつりに出展し、街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(健康局・建設局)

【R6.12～R7.3】建設局の公園猫適正管理推進サポーター制度を参考に、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」を制定。R7.4から施行予定(大阪港湾局)

【R7.3】3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282人(建設局)

## 取組内容の評価

(1)・介護事業所に対し実施する運営指導や集団指導の機会をとらまえ、リーフレットや国通知の周知を行うとともに、事業所を通じて利用者やその家族にも周知いただくことで、幅広く効果的に周知ができています(福祉局介護保険課)。

・健康局と連携し、各相談支援機関・民生委員等へ説明を行うことで、ペットの飼育や多頭飼育といった課題に関する意識づけを行うとともに、相談窓口について周知。区によっては地域福祉コーディネーターへの周知や、地域での集いの場を活用し、参加者に対して周知啓発を行うことにより、各相談窓口や地域への周知を図れた(福祉局地域福祉課)。

・必要に応じて「つながる場」を活用し、多頭飼育が認められるケースの課題解決に向けた検討を行えた。また、その取り組みについて、24区間で共有することにより、今後、類似ケースがあった場合の支援方法等について共有を図れた(福祉局地域福祉課)。

飼い主の死亡、病気又は入院若しくは多頭飼育崩壊等による引取りを防止するために、飼い主に万が一のことがあった時にペットの存在を周囲の人に知らせることができる「ペットもしもの安心カード」及び高齢の飼い主を中心にペットを最期まで適正に飼養するための備えについて記した「高齢者向け啓発リーフレット」を作成し、一定の条件に適合する飼い主が飼養する猫の不妊去勢手術費用を助成する多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を開始した。加えて本取組みや事業について福祉担当者が集う会議等で説明を繰り返したことにより、これらの主な対象となる高齢者を中心とした飼い主に効果的に周知ができた。

(2)・公園猫適正管理推進サポーターからの意見聴取や状況の変化をふまえて適宜要綱改正を行い、より効果的で利用しやすい制度を目指している(建設局)。

・各区区民まつりへの出展による周知活動の結果、公園猫適正管理推進サポーター制度の認知度が徐々に向上し、登録公園数が増加している(建設局)。

・臨港緑地内に遺棄啓発看板・TNR&C活動ポスターを設置した結果、遺棄抑止の効果が確認出来ており、企業等へのTNR活動の周知も進んでいる(大阪港湾局)。

・「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」のサポーター登録者数が34名となっており、所有者不明猫の適正管理に取り組んでいる(大阪港湾局)。

・協力団体からの申請により、「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット」を交付する事で、毎月5匹前後の所有者不明猫に対しTNRを実施している(大阪港湾局)。

街ねこ事業については平成20年度のモデル事業の開始以降令和6年度末までに464地域で合計7,828匹の猫に不妊去勢手術を実施してきた。また実施地域に対するアンケートでは概ね7割～8割の住民がふん尿や鳴き声などの生活環境被害や子猫を含む猫の数が減ったと回答しており、本市における所有者不明猫の引取り匹数がこの間順調に減少してきたことから本事業による効果が現れたものと考えられる。さらに街ねこ事業開始以降に他都市における状況や活動地域に対するアンケート結果等を踏まえた市民負担額の減額及び地域における合意形成手段の拡充など街ねこ事業における活動地域の負担軽減及び街ねこ事業の一層の推進を図ったことが実施匹数の増加に繋がった。

### 今後の方針

(1)・今後も、介護事業所等への周知を継続的・効果的に実施していく(福祉局介護保険課)。

・引き続き、健康局と連携を図り、相談支援機関等に対し、相談先の周知や関係者との連携の必要性について、説明を行っていく(福祉局地域福祉課)。

・複合的な課題の一つに、多頭飼育崩壊の恐れがあるもの等があり、支援方法など検討が必要な場合については、必要に応じて「つながる場」を開催する等、引き続き問題解決に向けた検討を行う(福祉局地域福祉課)。

所有者不明犬猫の引取り頭数は平成29年度の1,180頭(犬95頭、猫1,085頭)から令和6年度は178頭(犬8頭、猫170頭)と84.9%減少している一方で、所有者からの犬猫の引取り頭数は平成29年度の228頭(犬44頭、猫184頭)から令和6年度は122頭(犬26頭、猫96頭)と46.5%の減少に留まっている。これは多頭飼育崩壊により一度に多くの犬猫の引取りが生じていることなどが影響しているためであり、今後は引取りを求める飼い主に対するアンケート調査等により、飼い主が置かれる環境や引取りを求める原因等をより詳細に把握することで、所有者からの引取り頭数削減に向けた新たな施策の検討を進めていく。

(2)・大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱及び細目については実態にあわせながら都度見直しを行い、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく(建設局)。

・公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを用いて職員研修を行い、実務担当者の制度への理解向上に取り組む(建設局)。

・各区区民まつりへ出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度の周知を図る(建設局)。

・臨港緑地・道路内への遺棄抑止継続のため、遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスターを設置していく(大阪港湾局)。

・大阪港内における所有者不明猫の適正管理のため、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター」制度に登録する団体と連携していく(大阪港湾局)。

・大阪港内における所有者不明猫の匹数減少のため、「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要領」に伴い、希望するサポーター団体からの申請により「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット」を交付、ボランティア団体と協力しながら大阪港内の所有者不明猫にTNRを施行していく(大阪港湾局)。

街ねこ事業により、所有者不明猫による生活環境被害の軽減及び所有者不明猫の引取り頭数削減効果が現れていることから、今後もさらに街ねこ事業の推進を図る。また街ねこ事業の利用を促進するため、活動地域の意見を聴き、他自治体における地域猫制度の動向を確認することで、街ねこ事業の利用条件や必要な手続きの見直しについても検討していく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目7:動物愛護関連施設の設置

《関係所属:健康局・建設局》

## 取組方針

犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動(ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等)できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っている。

## H29年度からR6年度の取組み

譲渡登録団体等にアンケートを実施するなど、民間団体等の活動に必要とされている施設・設備等を調査するとともに、本市未利用施設(もと菅原城北大橋有料道路管理事務所等)の活用について、多額の寄附金により整備費の確保ができたことから、令和3年度に予算化を行い、施設改修工事を開始するとともに、公募型プロポーザルにより事業管理受託法人を決定した。令和4年10月に動物愛護体験学習センターを開設した。

## これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

【H29.8】建設局にもと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用にあたっての課題等を確認(⇒結果:施設を利用するためには、設備更新費として14,800千円、その他建築系設備(内装等)費用が必要)

【H29.12～H30.1】譲渡登録団体にアンケート調査実施(⇒結果:回答のあった12団体中9団体が未利用施設の使用に興味を示したが、いずれの団体も駐車場を要望。場所についても各団体の拠点地域にあれば使用を検討するとの意見が多かった。)

＜令和元年度＞

【H31.4】動物愛護関連施設の設置について、建設局と協議

【R1.8】動物愛護関連施設の設置について、建設局と協議

＜令和2年度＞

【R2.6】もと消毒所の活用を検討するため現地調査を実施(⇒結果:当該施設の著しい老朽化のため、活用を断念)

【R2.7】多額の寄附金を受領。未利用施設活用に向け、調査を開始

【R2.7～】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用に向け、建設局等関係部局と協議

【R3.2】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用決定。整備費を令和3年度予算化し、議会に上程

【R3.3】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の建設局から健康局への所管替え手続終了

＜令和3年度＞

【R3.4～6】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の令和3年度中の改修工事实施及び令和4年度以降の「動物愛護体験学習センター(仮称)」としての活用計画を、地域に向けて説明

【R3.4】「動物愛護体験学習センター(仮称)」の施設整備に向け、都市整備局へ予算配付し、業務依頼(実施設計及び改修工事)

【R3.5～】都市整備局管理のもと、事業者による施設改修工事の実施設計を開始

【R3.5～7】施設改修工事の実施設計内容について、都市整備局と協議

【R3.6～7】施設改修工事計画及び工事期間中に必要な手続きについて、建設局及び都市整備局と事前協議

【R3.9】都市整備局による施設改修工事の実施設計が完了

【R3.10～11】施設改修工事に向けて、必要になる占用許可等の手続を建設局に申請し、許可を取得。

【R3.11～12】施設改修工事(施設整備工事、電気設備工事及び機械設備工事)について、入札により施工事業者決定。

【R3.12～】施設改修工事を開始。

【R4.1～3】令和4年度動物愛護体験学習センター(仮称)事業に関する業務委託契約にあたり、公募型プロポーザルを実施し、事業管理受託法人を決定。

<令和4年度>

【R4.4】施設で使用する備品(手術台、无影灯、液晶プロジェクター、スクリーン及びアンプ)を整備

【R4.6】施設改修工事が完了

【R4.10】動物愛護体験学習センターを開設

【R4.10】動物愛護体験学習センター開設式(約40名参加)及び動物愛護啓発事業(パネル展示、マイクロチップ読取体験、ふれあい事業)を実施。

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計10回)及び市民向けセミナー(計1回)及びボランティア交流会(計9回)、本市主催のもと、動物愛護推進研修会(1回)、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物取扱責任者研修会(1回)を開催

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計27回)及び市民向けセミナー(計5回)及び写真展等の事業(計4回)、本市主催のもと、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物愛護に関するイベント(2回)を開催

<令和6年度>

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて、出張型ワンちゃんのふれあい事業(1回)を開催、市長が現場を視察

【R6.4～R7.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計24回)及び写真展(計16回)及びセミナー(4回)を実施し、本市主催のもと、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)及びおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室(3回)を実施

【R6.6】施設で使用する備品(大型ディスプレイ)を整備

#### 取組内容の評価

動物愛護体験学習センターは「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、動物愛護の取組みをさらに効果的に進めていくため、大阪市と民間団体が連携・協働して動物愛護事業を実施できる活動拠点として令和4年10月に開設した。開設後これまでに民間団体主催の譲渡会を61回、写真展を20回、市民向けセミナーを10回及びボランティア交流会を9回開催するなど、犬猫の譲渡促進、動物愛護啓発に向けた数多くの取組みが行われており、施設設置の目的に添って活用されてきた。一方で、当初想定していた動物愛護体験学習センターの活用方法の一つである不妊去勢手術が未実施であるなどの課題もあるため、更なる活用に向けて施設設備や利用条件等の改善が必要となる。

#### 今後の方針

より多くの民間団体にこれまで以上に動物愛護体験学習センターを活用してもらえよう、施設管理者や民間団体からの要望等に基づいて施設設備の拡充及び利用条件の改善を進める。また、本市に対する動物愛護に関する社会の要請に応じ動物愛護体験学習センターの在り方の見直しを行う。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目8: ペットにかかる災害時対策

《関係所属: 健康局・危機管理室・区役所》

- (1) ペットとの避難対策の構築  
 (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

## 取組方針

- (1) 災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。  
 また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。
- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。

## H29年度からR6年度の取組み

- (1) 平成29年5月に「避難所・開設運営ガイドライン」を改訂し、「ペットへの対応」について記述を掲載した。また、令和2年2月に各区防災担当へ災害時避難所でのペット対策に関する状況調査アンケートを実施し、現状の把握を行った。  
 令和7年3月には、令和6年能登半島地震を踏まえた本市の防災対策に関する課題を踏まえ、区長会議のワーキングでの議論を経て「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定した。
- (2) 平成30年6月に自治体や獣医師会等の団体を構成する大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害対策本部の設置と同時に大阪府災害時等動物救護本部を設置することなどについて協議し、大阪府災害時等動物救護対策要綱の改定が行われた。  
 平成30年11月に大阪市動物愛護推進員へ本市の災害時対応等の協力についてアンケートを実施したほか、令和元年5月にペット動物の防災対策について大阪市動物愛護推進員の研修を実施した。  
 令和2年3月に大阪府下の関係自治体と意見交換を行い、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」が作成された。

## これまでの具体的な取組み

- (1) <平成29年度>  
 【H29.4】飼養者の日常の備えについて、HPに掲載  
 【H29.5】「避難所開設・運営ガイドライン」を改訂(危機管理室)  
 <平成30年度・令和元年度>  
 【H30.9～R2.3】大阪府北部地震や台風対応を受けて、安全環境防災部会を中心とする区ワーキンググループにて、議論を継続して実施(危機管理室)  
 【R2.2】各区防災担当あて、災害時避難所におけるペット対策の状況調査アンケートを実施(24区中23区がペットの同行避難を想定していたが、ペットの保管場所や保管ルールは6割以上が未定)  
 <令和2年度>  
 【R2.6～9】健康局を通じて環境省から送付された災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供をし、周知を図っている。(危機管理室)  
 【R3.3】「避難所開設・運営ガイドライン」を改訂(危機管理室)  
 <令和3年度>  
 【R3.10】ペットのための防災対策について、HPに掲載  
 【R3.11】大阪市防災アプリのリンク集にペット防災関係のページを追加(危機管理室)  
 <令和4年度>  
 【R4.4～5】大阪府から情報提供された、八尾市役所が開催するペット同伴車両避難訓練の参加案内を各区へ周知し、希望した住之江区が訓練に参加(危機管理室)  
 【R5.1】健康局を通じて大阪経済大学から情報提供のあった、災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供(危機管理室)  
 <令和5年度>  
 【R5.10】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院、ペットショップ等動物取扱業者に配布を行った。(危機管理室・健康局)  
 <令和6年度>  
 【R6.9】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院に配布を行った。(危機管理室・健康局)  
 【R6.11】大阪府主催の「ペット防災に係る勉強会」に参加(健康局、淀川区、浪速区、大正区)  
 【R7.3】「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに危機管理室・区役所・健康局において「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定し、HPに掲載。(危機管理室)

(2) <平成30年度>

【H30.6】大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害対策本部の設置と同時に大阪府災害時等動物救護本部を設置することなどについて協議し、大阪府災害時等動物救護対策要綱の改定が行われた。

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:災害時対応等に協力できる人数を確認。災害時対応14名)

<令和元年度>

【R1.5】動物愛護推進員研修においてペット動物の防災対策についての研修を実施

【R2.3】大阪府及び府下の政令市及び中核市と意見交換を実施し、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」を作成

#### 取組内容の評価

(1) 大阪防災アプリのリンク集にペット同行避難のページを作成することや、健康局と連携し、動物病院、ペットショップ等動物取扱業者に広報ポスターを配布することで、災害時の同行避難について、広く周知することができた。また、「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」、「ペットの一時市域場所開設運営マニュアル」を策定し、ホームページにて公開を行うことで、避難所でのペット対応について周知することができた(危機管理室)。

災害時のペットとの同行避難、災害時に役立つペットの社会化やしつけ、ペットのための備蓄品及びペットの所有者明示などペットのための防災対策についてホームページやSNSで発信し、ポスター、チラシの配布を進めるとともに動物愛護推進員に対してペット防災に関する研修を実施することで、ペットにおける防災対策の必要性が市民に一定認識されたものとする。

(2) 災害時に大阪府をはじめとする近隣自治体や府市獣医師会などの公益法人等と円滑に連携できるよう、大阪府の災害時動物救護活動マニュアル等の作成に協力した。これにより初動対応や救護活動、復興段階における本市の役割が明確化された。

#### 今後の方針

(1)・避難所におけるペットへの対応について、引き続き各種情報を各区と共有する(危機管理室)。  
災害時におけるペットとの避難方法や必要な備え、ペットを含めた避難所運営に関する自治体のあるべき対応などは日々更新されているため、今後も情報収集に努めていく。その上でペットが原因で必要な避難が妨げられることがないように更に広報活動を推進していく。

(2)・引き続き本市による現状を踏まえ、協力内容について検討する(危機管理室)。  
現在整備している広域連携体制を必要に応じて見直すとともに、新たな民間団体等との協力体制の構築について必要に応じて模索していく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目9:動物愛護関連事業寄附金の活用

《関係所属:健康局・政策企画室・デジタル統括室》

## 取組方針

動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

## H29年度からR6年度の取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを印刷した「大阪市ふるさと寄附金」募集リーフレットを作成・配布したほか、令和元年7月に振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成・配布した。

また、平成29年7月のキックオフイベントをはじめ、おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント等で寄附金募集の周知を実施した。

平成30年4月から「大阪市動物愛護管理施策推進基金」を創設したほか、令和元年9月から大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたチャリティーTシャツの販売を開始した。

## ・動物愛護関連事業寄附金額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄附金額	5,656,500	3,850,981	15,157,812	37,581,320	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677

## ・チャリティーTシャツ販売実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
チャリティーTシャツ販売枚数	213	28	31	11	115	15

## ・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場	大阪市立 自然史博物館	イオンモール 鶴見緑地	大阪市 中央公会堂	道頓堀トンボリ ステーション	実績なし	動物愛護体験 学習センター	大阪市役所	実績なし
内容	委嘱式・講演	トークイベント	講演	動画配信		開所式・ 応援メッセージ	委嘱式・ 市長対談 (動画配信)	
参加者数	約160名	約600名	約680名	(約680回放映)		約40名	-	

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

## これまでの具体的な取組み

<平成29年度>

【H29.8】健康局HPふるさと寄附金募集コンテンツにサブタイトル「理由なき殺処分ゼロを目指して」を追加

【H29.7～10】サマーキャンペーンを実施(7・8月の寄附件数及び寄附金額については前年の約5倍を達成)

【H30.3】大阪市動物愛護管理施策推進基金条例を制定

<平成30年度>

【H30.4】大阪市動物愛護管理施策推進基金を設立

【H30.6】週刊誌に寄附金募集の紹介記事が掲載

【H30.6～H31.2】「熱中症予防強化月間」関連イベント、イオンモール鶴見緑地、住之江まつり、ナニワ区民まつり、すみよし区民まつり、天王寺動物園、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、市立美術館前において寄附金募集チラシを配布

【H30.7】「ONE LOVEプロジェクト」HPサイト環境省コラム『知りたい動物愛護への取り組み』に寄附金募集の紹介記事が掲載

【H30.7】イオンモール鶴見緑地において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」トークイベントを実施

<令和元年度>

【H31.4～R2.3】花博記念公園鶴見緑地、地下鉄22駅、住之江区民まつり、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、西区民まつり、西成区民まつり、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、中央図書館が開催した猫の写真展において寄附金募集チラシを配布

【R1.7】振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成

【R1.9】大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツ販売を開始

<令和2年度>

【R2.10】トンボリステーションにて寄附金募集の内容を含む動画を放映

<令和3年度>

【R3.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

<令和4年度>

【R4.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて寄附金募集チラシを配布

【R4.11】大阪市東京事務所のHPに「大阪市動物愛護関連事業寄附金の募集」のページを作成

<令和5年度>

【R5.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R5.6～R6.3】動物愛護体験学習センター、地下鉄大阪メトロ22駅、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにて寄附金募集チラシを配布

<令和6年度>

【R6.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成

【R6.9～R6.12】動物愛護フェスティバルin中央公会堂、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、生野区民まつり、城東区民まつり、地下鉄大阪メトロ22駅にて寄附金募集チラシを配布

【R6.10】ふるさと納税サイトを通じた寄附金募集を開始

#### 取組内容の評価

これまでに受け取った動物愛護関連事業寄附金や大阪市獣医師会から寄附を受けたチャリティーTシャツの売り上げの一部は合計115,776,063円に上り、「所有者不明猫適正管理推進事業の拡充(申請枠の拡大)」、「犬猫の譲渡事業」及び「動物の適正飼養に係る普及啓発の取り組み」などの動物愛護関連事業の推進のために使用することで、所有者不明猫の削減や収容した犬猫の返還・譲渡率の向上に大きく寄与してきた。

#### 今後の方針

更なる動物愛護関連事業の推進のために動物愛護関連事業寄附金が果たす役割は大きいことから、より多くの方に本市の動物愛護に関する取り組みを知ってもらい、応援して頂けるよう情報発信を充実させていくとともに、より効果的かつ効率的な事業実施に向けて必要に応じて使途の見直しを進めていく。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目10:動物愛護推進員制度の再構築

《関係所属:健康局》

## 取組方針

大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成15年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

## H29年度からR6年度の取組み

平成29年7月及び平成30年1月に政令指定都市や大阪府における動物愛護推進員の活動内容を確認した。平成30年11月に動物愛護推進員へアンケート調査を実施し、その結果をもとに、平成31年4月に動物愛護推進員による市民を対象とした犬猫の飼い方相談を実施したほか、同年7月に動物愛護推進員による職員を対象とした研修を実施した。  
令和2年10月に動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定した。  
令和3年度動物愛護推進員を増員(28名→36名)。

## これまでの具体的な取組み

＜平成29年度＞

【H29.7】動物愛護推進員の活動内容等に関する政令指定都市調査を実施(⇒結果:自治体施策への協力や啓発活動が主。一部で情操教育講師か地域猫活動のコーディネートを依頼している自治体あり)

【H30.1】動物愛護推進員の活動内容等に関する大阪府の状況を確認(⇒結果:動物愛護推進員に活動報告を義務付け)

【H30.2】動物愛護推進員研修を実施し、大阪府で作成した推進員活動用のビラを配布

【H30.3】動物愛護推進員と協働でふれあい事業を開催:天王寺動物園

＜平成30年度＞

【H30.11】動物愛護推進員28名へアンケートを実施(⇒結果:各種市民相談に協力できる人数を確認。飼い方に関する相談17名、引取りに関する相談10名、多頭飼育に関する相談2名、街ねこに関する相談11名)

【H31.3】動物愛護推進員研修を実施し、行動計画の進捗状況を説明

＜令和元年度＞

【H31.4】動物愛護推進員と協働で犬猫の飼い方相談を実施:花博記念公園鶴見緑地

【R1.5】動物愛護推進員研修を実施し、大阪府・大阪市の活動事例を紹介

【R1.7】動物愛護推進員と協働で健康局及び建設局合同職員研修を実施

＜令和2年度＞

【R2.6】各区に動物愛護活動に取り組んでいる市民ボランティアに関するアンケート調査を実施(⇒結果:各区とも市民ボランティアを把握しておらず)

【R2.10】動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定

【R2.12】動物愛護推進員研修を実施し、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正、行動計画の進捗状況、「大阪府災害時等動物救護活動マニュアル」の策定、「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定等について紹介。(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面による開催)

＜令和3年度＞

【R3.4】28名から36名に増員した新たな動物愛護推進員体制で活動開始

【R3.12】動物愛護推進員研修を実施し、行動計画の進捗状況、「大阪市動物愛護推進員設置要領」の一部改正、「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定等について紹介。また多頭飼育対策に関する動画視聴による研修を実施するとともに、多頭飼育対策に関するアンケートを実施。(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面による開催)

＜令和4年度＞

【R5.2】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに意見交換を行った。

＜令和5年度＞

【R5.9】施設見学希望の市民1名に対し、施設の案内及び動物愛護推進員制度の説明を行った。

【R6.3】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

＜令和6年度＞

【R7.1】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

### 取組内容の評価

ボランティアとの協働は、本市動物愛護管理施策の各種取組みを進める上で軸の1つと位置付けており、中でも本市施策の推進に協力していただいているボランティアである動物愛護推進員は動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者から大阪市動物愛護推進会議を構成する団体等の長の推薦に基づき任命しており、令和6年度は獣医師を含む34名で組織している。

動物愛護推進員は繁殖制限措置に関する助言、動物の愛護と適正な飼養の重要性に関する助言、飼養者への譲渡のあっせんやその他の必要な支援などにより本市施策の推進に貢献してきた。

また、動物愛護推進員に対するアンケートや意見交換を通して、本市施策の改善や新たな施策の検討を進めてきた。

### 今後の方針

動物愛護推進員が本市施策の推進に果たしてきた役割は大きく、動物愛護管理に関する各種取組みの更なる充実のためには、これまで以上に動物愛護推進員をはじめとするボランティアとの協働が欠かせない。

本市施策の参考としてボランティアからより多くの声を聴くためにも、動物愛護推進員に対し本市施策を推進していく上で何が必要となるかといったアンケート調査を実施し、その結果や他自治体の取組も参考にしながら、ボランティアとのさらなる連携に取り組む。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目11:市営住宅敷地内における猫対策

《関係所属:健康局・都市整備局》

## 取組方針

動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切(無責任)な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

## H29年度からR6年度の取組み

入居者に配付している「住宅だより」を通じて敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った(都市整備局)。  
市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった住宅について、住宅管理センターによるポスター掲示を行った(都市整備局)。  
市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりを行っていた入居者について、自宅訪問により注意喚起を行った(都市整備局)。  
令和3年9月から市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施を開始した。

## これまでの具体的な取組み

＜平成30年度＞

【H30.4～H31.3】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【H30.7、12】「住宅だより」を発行し、入居者に対して敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

＜令和元年度＞

【H31.4～R2.3】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【R1.7、12】入居者に配付している「住宅だより」を通じて敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

【R2.3】市営住宅敷地内における街ねこ活動導入に向けた課題について弁護士相談を実施。(都市整備局)

＜令和2年度＞

【R2.4～】市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった場合、当該団地内にポスターを掲示。入居者による餌やりであることが特定できる場合は自宅訪問により注意喚起を実施。(都市整備局)

【R2.7、12】「住宅だより」を発行し、入居者に対して敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った。(都市整備局)

【R2.11】市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定。(都市整備局)

【R2.11、12、R3.3】街ねこ活動を実施したいという要望がある4団地について、モデル実施を打診。(都市整備局)

＜令和3年度＞

【R3.4～R4.3】街ねこ活動を実施したいという要望がある4団地の内、1団地について、実施届(所有者不明猫適正管理推進地区指定通知書及び合意書(入居者の4分の3以上)等添付あり)の提出があり、関係局と調整の上、9月からモデル実施を開始。残りの3団地は地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

＜令和4年度＞

【R4.4～R5.3】街ねこ活動を実施したいという要望(4団地)があり、活動団体へ事業説明を行ったが、地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

＜令和5年度＞

【R5.4～R6.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

【R6.2】市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を改訂(都市整備局)

＜令和6年度＞

【R6.4～R7.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

## 取組内容の評価

・街ねこ活動の実施を要望する団体のうち、1団体について令和4年9月から街ねこ活動を実施している(都市整備局)。

・市営住宅敷地内で野良猫に対する無責任な餌やりについては、住宅だよりなどを使用し啓発活動を継続して行っている(都市整備局)。

## 今後の方針

・市営住宅敷地内で野良猫に対する無責任な餌やりの苦情があった場合は、各住宅管理センターにおいてポスターを掲示するなど自治会と協力しながら啓発活動を行う。市営住宅敷地内で入居者が野良猫に対する無責任な餌やりを行っていた場合には、自宅訪問等により注意喚起を行う。引き続き、市営住宅敷地内での街ねこ活動(モデル実施)の調整、事業化に関して検証を行う(都市整備局)。

## 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」個別項目進捗管理シート(R7.3現在)

## 項目12: おおさかワンニャンセンターの機能向上

《関係所属: 健康局》

## 取組方針

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。

## H29年度からR6年度の取組み

平成29年度におおさかワンニャンセンターにおいて猫室を改修し、平成30年度に犬舎、門扉、フェンスの改修と職員ユニフォームやのぼりの作成を行ったほか、令和元年6月に犬舎に空調設備を設置した。また、平成30年4月から新設した猫とのふれあいスペースを利用したふれあい事業を開始した。令和2年度に寄贈いただいた移動式活性炭脱臭装置を犬舎に設置した。また、動物愛護関連事業寄附金の活用により、ドッグランを設置した。令和3年度に本館及び保護室の屋根を補修した。

## ・おおさかワンニャンセンター見学者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設見学者数	281	413	369	135	147	153	190	226

## ・ふれあい事業参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所型参加者数	142	233	280	0	0	38	21	40

(※令和2年度、令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

## これまでの具体的な取組み

## ＜平成29年度＞

【H29.6～H30.3】猫室を改修(譲渡猫の収容スペース、猫とのふれあいスペース及び猫の診療室を設置)

【H29.8】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察

## ＜平成30年度＞

【H30.4】おおさかワンニャンセンター職員ユニフォームを製作

【H30.4～】新設した猫とのふれあいスペースの供用を開始

【H30.5～】ツイッター、フェイスブックに加えインスタグラムにより猫とのふれあい事業の紹介を開始

【H30.6】おおさかワンニャンセンターにのぼりを設置

【H30.7】杉本おおさかワンニャン特別大使によるおおさかワンニャンセンターの視察

【H31.2～3】犬舎、門扉、フェンスを改修(犬舎を個別管理できる設備に改修、センターの門扉及びフェンスを親しみやすいデザインに変更)

【H31.3】動物愛護推進員によるおおさかワンニャンセンターの見学

## ＜令和元年度＞

【R1.6】犬舎に空調設備を設置

【R1.8】収容犬のドッグラン設置を計画

## ＜令和2年度＞

【R2.4】ドッグラン設置を予算化

【R2.8】犬舎に移動式活性炭脱臭装置を追加設置

【R3.3】ドッグラン竣工

## ＜令和3年度＞

【R3.4】本館及び保護室の屋根改修を予算化

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、インスタグラムの発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

【R4.2】本館及び保護室の屋根の補修を実施

<令和4年度>

【R4.9】動物管理センターの施設紹介ムービー及び譲渡動物紹介ムービーを作成

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業、パネル展示及び譲渡動物紹介ムービー放映を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

【R4.12】出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターの企画・HP掲載

【R4.12】こども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

<令和5年度>

【R5.6】こども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

<令和6年度>

【R6.4】こども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

#### 取組内容の評価

施設改修及び設備新設の結果、犬や猫の飼養管理環境は向上し、動物愛護や動物福祉により一層配慮した飼養管理を実施できている。

おおさかワンニャンセンターの見学者数は年間100～400名程度であり、ここ数年は見学者数が増加傾向にあるなど、のぼりやSNS等による宣伝効果が現れ、おおさかワンニャンセンターに対する注目度が増している。

新型コロナウイルス感染症の影響によりふれあい事業を中止していた時期があったが、その後再開し参加者からは好評を得ている。

#### 今後の方針

収容動物の飼養管理に必要な環境を維持するため、今後も施設の修繕や改修を計画的に進めていく。

施設の耐用年数も見据えながら、次の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正状況等の情報収集に努め、将来的なおおさかワンニャンセンターの役割、またそれに応じた施設のあり方についても検討する。

おおさかワンニャンセンターが魅力的な施設としてこれまで以上に認識されるように、譲渡対象動物やふれあい事業等についてより積極的に情報を発信していく。